

「死刑廃止を考える」

連続シンポジウム

～死刑廃止、そして次へ～



会場 **アクロス福岡**
4F・国際会議場

福岡市中央区天神1-1-1

福岡市営地下鉄空港線・天神駅から徒歩3分
西鉄大牟田線・福岡天神駅から徒歩10分

なぜ国際社会は死刑廃止へと向かっているのか？

日本は死刑が必要なのか？

死刑を廃止する本当の意味は？

犯罪者は社会から
排除すべきでは…

誤判・えん罪で
無実の者が
死刑になったら…

犯罪者も「人間」で
あることを見失っては
いかんのじゃよ

社会の処罰感情と
治安のためには…

死刑は
当然じゃないの？

被害者や遺族の
ことを考えると…

負の連鎖を断ち切れる
成熟した社会に
しないかね

どのような社会を
目指すのかを考えないと
いけないですね…

国際社会は
死刑廃止に
向かっているのよ

主催 福岡県弁護士会 共催 九州弁護士会連合会、日本弁護士連合会(日弁連人権擁護大会プレシンポ)

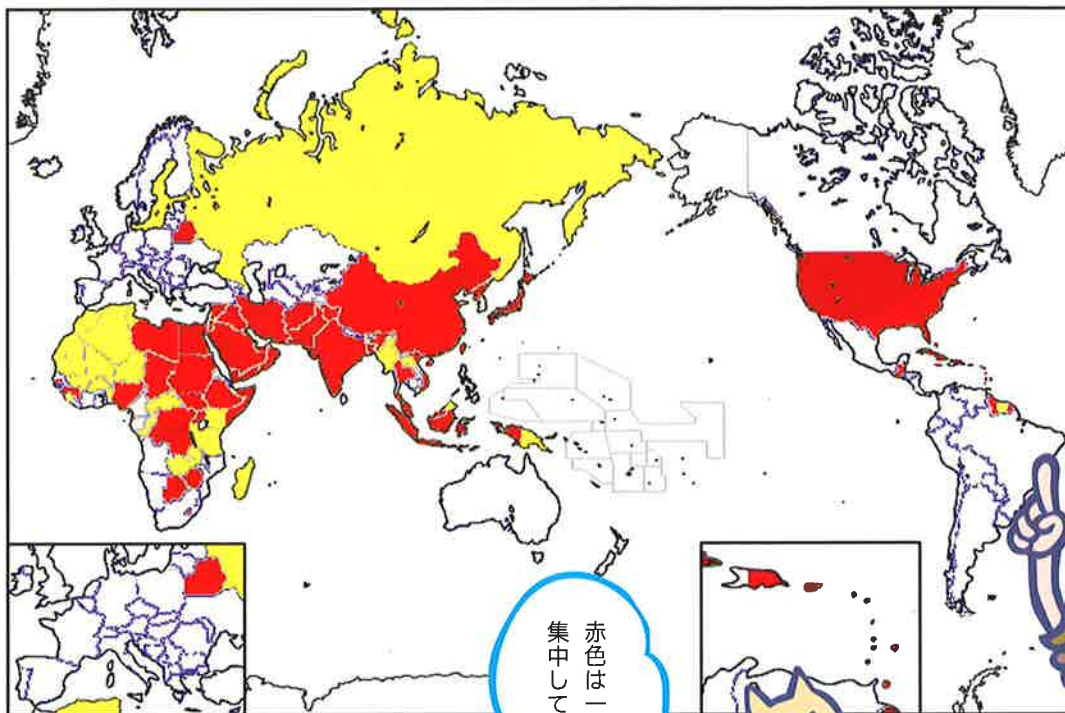
問合先 福岡県弁護士会 TEL:092-741-6416

実行委員会 福岡県弁護士会「司法制度委員会・死刑存廃検討PT」、九州弁護士会連合会「人権擁護委員会・死刑廃止検討PT」

死刑問題 ナビゲーション Beginning

1

死刑の廃止国・存置国の国際的分布 (アムネスティ・インターナショナル)



- 白色: 法律上死刑を廃止した国
- 黄色: 事実上の死刑廃止国
- 赤色: 死刑存置国

赤色は一部地域に集中しているね

アメリカは赤色だけど半数近い23州が死刑を廃止・停止しているよ!

- 1 2015年末の時点で、世界196カ国のうち死刑を法律上または事実上廃止した国は140カ国に達し、残りの56カ国のうち2015年に死刑を執行した国は25カ国です。
- 2 死刑存置国である米国は、2016年6月時点で、死刑を廃止した州が19、停止した州が4の合計23州であり、残りの27州のうち2015年に死刑を執行したのは6州です。
- 3 19州目の死刑廃止州であるネブラスカ州は2016年11月に死刑再導入の可否を問う州民投票が行われる予定です。
死刑存置のカリフォルニア州では2016年11月に死刑廃止法案に関する州民投票が行われる予定です(前回2012年の州民投票では僅差[賛成47.3%、反対52.7%]で死刑制度が維持されました)。

死刑廃止国および執行国の推移 (アムネスティ・インターナショナル)

死刑全廃止国の数												
年	1960	1970	1980	1990	2000	2005	2010	2011	2012	2013	2014	2015
国数	8	13	23	46	75	86	96	96	97	98	98	102
法律上または事実上廃止国合計数												
年	2000	2005	2006	2007	2008	2009	2010	2011	2012	2013	2014	2015
国数	108	122	128	134	138	139	139	140	140	140	140	140
死刑執行国の数												
年	2000	2005	2006	2007	2008	2009	2010	2011	2012	2013	2014	2015
国数	28	22	25	24	25	18	23	20	21	22	22	25

* 死刑全廃止国とは通常犯罪と軍法犯罪の全てに死刑を廃止した国をいう。

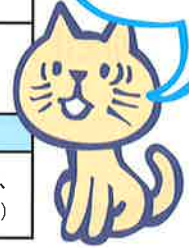
2



死刑を執行した国(アムネスティ日本「世界の死刑に関する統計2015」)

2015年に死刑を執行した国は25カ国	
斬首	サウジアラビア
絞首	アフガニスタン、バングラディッシュ、エジプト、インド、ヨルダン、イラン、イラク、パキスタン、マレーシア、シンガポール、スーダン、南スーダン、 日本
薬殺	中国、米国、ベトナム
銃殺	中国、インドネシア、台湾、北朝鮮、ソマリア、サウジアラビア、イエメン、アラブ首長国連邦、チャド
2011～2015年の5年間に死刑執行を続けた国(11カ国)	
中国、米国、北朝鮮、台湾、イラン、イラク、サウジアラビア、イエメン、ソマリア、スーダン、アフガニスタン(但し、2011年に日本が死刑を執行していれば死刑執行を続ける12カ国目の国となる)	

先進国は
アメリカと
日本だけ…



日本の死刑執行の推移

	2005	2006	2007	2008	2009	2010	2011	2012	2013	2014	2015
日本の執行数	1人	4人	9人	15人	7人	2人	0人	7人	8人	3人	3人

3



無期刑受刑者数・仮釈放者数・死亡者数の推移(2005年～2014年 「法務省HP」)

	年末在所無期刑者数(人)	無期刑新受刑者数(人)	無期刑仮釈放者数(人)	無期刑新仮釈放者数(人)	左記仮釈放者の平均受刑在所期間	死亡した無期刑受刑者数(人)
2005	1,467	134	13	10	27年2月	12
2006	1,596	136	4	3	25年1月	15
2007	1,670	89	3	1	31年10月	13
2008	1,711	53	5	4	28年10月	7
2009	1,772	81	6	6	30年2月	14
2010	1,796	50	9	7	35年3月	21
2011	1,812	43	8	3	35年2月	21
2012	1,826	34	8	6	31年8月	14
2013	1,843	39	10	8	31年2月	14
2014	1,842	26	7	6	31年4月	23
合計(平均)	(平均) 約1,734	685	73	54	(平均) 約30年5月	154

* 無期刑新仮釈放数とは、無期刑仮釈放者のうち、「仮釈放取消し後、再度仮釈放を許された者」を除いたもの。



10年で仮釈放
どころか獄死者の
方が多いよね…



無期刑と終身刑って？

終身刑には仮釈放が認められない絶対的終身刑と仮釈放が認められる相対的終身刑があります。日本の無期懲役は10年を経過した後、仮釈放が認められる場合があることから(刑法28条)相対的終身刑に分類されます。

しかし、現実に仮釈放を認められるケースは余りに少なく、刑務所内で死亡する受刑者が年間に一定数いることから、日本の無期懲役は絶対的終身刑に近いのではないかと批判されています。

死刑廃止 を考える

連続シンポジウム

～死刑廃止、そして次へ～

当日プログラム

- 1 開会挨拶…………… 13:00~13:05
九州弁護士会連合会理事長 萩元重喜弁護士
- 2 死刑問題ナビ①…………… 13:05~13:30
死刑問題概説・九弁連アンケート報告
- 3 死刑問題ナビ②…………… 13:30~14:10
セッション1
「米国の死刑制度の変化と冤罪」
(笹倉香奈教授)+質疑応答
- 4 死刑問題ナビ③…………… 14:10~14:50
セッション2
「国際人権法・マンデルルールと死刑を含む刑罰のあり方」
(海渡雄一弁護士)+質疑応答
- 休憩…………… 14:50~15:00
- 5 死刑問題ナビ④…………… 15:00~15:40
セッション3
「代替刑(終身刑)と死刑」
(石塚伸一教授)+質疑応答
- 6 死刑問題ナビ⑤…………… 15:40~16:00
EU報告
「死刑廃止を目指す真の意味」
(イギリス大使館関係者)
- 7 死刑問題ナビ⑥…………… 16:00~16:45
セッション4
「パネルディスカッション」
パネリスト:海渡雄一弁護士、石塚伸一教授、笹倉香奈教授
コーディネーター:岩橋英世弁護士
(日弁連死刑廃止検討委員会事務局長代行)
- 8 死刑問題ナビ⑦…………… 16:45~16:50
長塚洋監督「佐賀シンポ(テーマ:世論)の予告」
- 9 ゲストスピーク…………… 16:50~16:55
日弁連死刑廃止検討委員会委員長 加毛修弁護士
- 10 閉会挨拶…………… 16:50~17:00
日弁連副会長・福岡県弁護士会前会長 斉藤芳明 弁護士

笹倉香奈 教授

プロフィール

甲南大学法学部教授。東京大学法学部卒業、一橋大学大学院法学研究科博士後期課程修了。博士(法学)。2011年から2012年に米国ワシントン大学ロースクール客員研究員になり、その間イノセンス・プロジェクト・ノースウェストの活動に参加。現在は国内外の刑事法の研究をするとともに、日本版イノセンス・プロジェクト「えん罪救済センター(Innocence Project Japan)」の副代表を務める。「日本版イノセンスプロジェクトの設立をめぐって—新たな冤罪事件支援の試み」世界883号(2016年)229頁、「死刑事件の手続」法学セミナー732号(2016年)46頁、「アメリカ合衆国における死刑制度の現状」自由と正義66巻8号(2015年)31頁、共著『日本版「司法取引」を問う』(旬報社、2015年)、共訳書『冤罪を生む構造』(日本評論社、2014年)など多数の論稿がある。

コメント

いわゆる「先進国」の中で死刑を存置しているのは日本とアメリカだけです。しかし、アメリカでは最近「死刑が衰退してきている」といわれるように、大きな変化がみられています。死刑に関する議論も常に活発に行われています。なぜアメリカと日本の状況はこれほど違うのか。世界から見たときに、日本の死刑制度におかしなところはないのか。シンポジウムでは、このようなことについて皆様と一緒に考えたいと思っています。



海渡雄一 弁護士

プロフィール

1981年弁護士登録。第二東京弁護士会所属。日弁連刑事拘禁禁制度改革実現本部本部長代行、国際人権問題委員会前副委員長、2010年から2年間日弁連事務総長、監獄人権センター代表。1998年には、国連人権高等弁務官事務所主催の専門家会議「刑務官に対する人権教育」に招待された。国連人権機関へのロビー活動にも従事。

編著に『刑事司法改革ヨーロッパと日本』(岩波ブックレット269)、『監獄と人権』(明石書店 1995)、『監獄と人権2』(明石書店 2004)、『刑務所改革』(菊田幸一教授と共編 日本評論社 2007)など。

コメント

私は弁護士の1年目に受けた国選で死刑が確定した死刑確定者の再審請求を今も続けています。死刑確定者を原告とする監獄人権訴訟を何件もてがけました。私の出会った死刑確定者は、みな普通の人でした。「この人が処刑されるのは耐え難いな」という認識が私の死刑廃止意見の出発点です。死刑は人権の核となる生命を国家が奪う行為です。人が変わりうることを認めるなら、人間の可能性を絶つ死刑は認めることができないというのが、死刑について考え続けてきた私の到達した結論です。

Photographed by Ryota Nakanishi



石塚伸一 教授

プロフィール

1954年、東京生まれ。中央大学法学部を卒業後、同大学院法学研究科博士課程に進学。同課程退学後、非常勤講師を経て、北九州市立大学法学部講師。同学部助教授・教授を歴任。1998年に龍谷大学に移籍。法学部教授を経て、現在、法務研究科教授。博士(法学)。著書『社会的法治国家と刑事立法政策—ドイツ統一と刑事政策学のゆくえ—』(信山社、1997年)

龍谷大学での日本唯一の刑事政策に特化した大学附設の研究機関である矯正・保護研究センター(現同「総合センター」)の設立に参加した。専門は刑事法学。ドイツの刑事政策を研究テーマとし、ゲッティンゲン大学の客員教授やギーセン大学の客員研究員に招聘される。2004年から第二東京弁護士会に所属し刑事事件を中心に弁護士として活動。2014年からは日本犯罪学会の会長に就任。研究テーマを、刑事法一般、受刑者の権利、監獄の歴史、死刑問題、薬物依存からの回復、宗教教誨、先端医療と生命倫理などとし、科学的な犯罪原因の究明と合理的な刑事政策の提案に寄与する。

コメント

研究者として教育論から死刑に批判的でした。1987年、北九州大学に赴任し、小倉支部である死刑事件と出会いました。この事件では、一審の死刑判決後に原審弁護士が控訴しましたが、控訴審における弁護士選任前に本人が控訴を取り下げたために刑が確定し死刑が執行されました。現在は、二度とこのような失敗を繰り返してはいけなとの思いで死刑事件にかかわっています。弁護士は、いま、何をすべきかという視点から、死刑と終身刑について問題提起できればと考えています。

